立ちどまらない保険。
三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

2015年10月改定

運賠 安心デリバリー

運送業者貨物賠償責任保険

貨物輸送にかかわる損害賠償のリスクをカバー！

「信頼」を運ぶみなさまへ
「安心」をお届けします

事業者のみなさまをトータルサポート！

お客さまのニーズにあわせた補償をご提供します！

- すべての業務でも、一部のみでも、補償対象を選択可能
- 事故時に発生する諸費用も特約のセットで補償可能

補償の概要（基本セット）

「運賠 安心デリバリー」は、運送業務中に貨物に生じた損害に対する賠償責任を補償する保険です。

このようなときに

輸送中

走行中

車上仮置中（注1）

積込み・荷卸し中

保管中（注2）

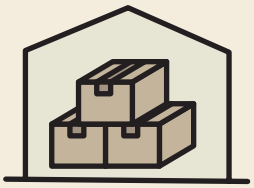

保管中

梱包・開梱作業中

タグ貼り等の流通加工中

（注1）「車上仮置中」とは、積替え、輸送待ち、荷捌き、仕分け等輸送業務の遂行にあたって通常生じる作業のために、車両に積載されたまま一時的に貨物が滞留する期間をいい、輸送中として扱います。（ただし、3日間を限度とします。）
（注2）「保管中」とは、積替え、輸送待ち、荷捌き、仕分け等輸送業務の遂行にあたって通常生じる作業のために、車両以外の場所で一時的に貨物が滞留する期間、および流通加工または保管の作業期間をいいます。また、「保管中」は引受方式が「売上高包括方式」「車両特定方式（包括方式）」の場合のみ対象となります。

このような損害が生じたことによって

破損

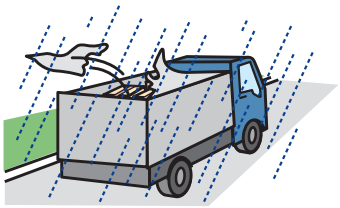

水濡れ

盗難

火災・爆発

輸送用具の衝突

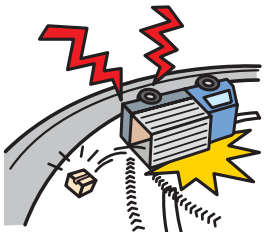

輸送用具の転覆・横転

※一部、対象とならない貨物や、補償内容が変更となる貨物があります。詳しくは本パンフレットP6をご覧ください。

お客さまが負担する賠償責任を補償する保険です。

商品の仕組み（概要）

さまざまなニーズに対応するため、**オーダーメイドで補償内容を設計**します。

ステップ1 引受方式のご選択

すべての業務を対象とすることも、一部の業務を対象とすることもできます。
お客さまのニーズにあわせて引受方式をご選択ください。

すべての業務を対象

- 売上高包括方式
- 車両特定方式（包括方式）

一部の業務を対象

- 車両特定方式（一部車両付保）
- 運賃通知方式

詳細はP3をご参照ください。

ステップ2 支払限度額と免責金額の設定

お客さまのニーズにあわせて支払限度額（注1）と免責金額（注2）を設定してください。

（注1）事故が発生した際に支払われる保険金の限度額。
（注2）支払保険金の計算にあたって損害の額から控除する自己負担額。

- 支払限度額
- 免責金額

詳細はP3をご参照ください。

ステップ3 オプション特約のご選択

お客さまのニーズにあわせてさまざまなオプション特約を追加することができます。

- 残存物取片付け費用
- 継搬費用
- 検査費用
- 納入継続追加費用
- 第三者賠償責任
- 特定危険に関する特約

など

詳細はP4をご参照ください。

ステップ4 保険料のお見積もり

P8-9の「ご質問シート」にお答えください。お客さまのニーズに基づき、引受条件と保険料をお見積もりします。

商品の仕組み（詳細）

お客さまのニーズに合った補償内容をご選択ください。

ステップ1 引受方式のご選択

お客さまの希望される引受方式をお選びください。

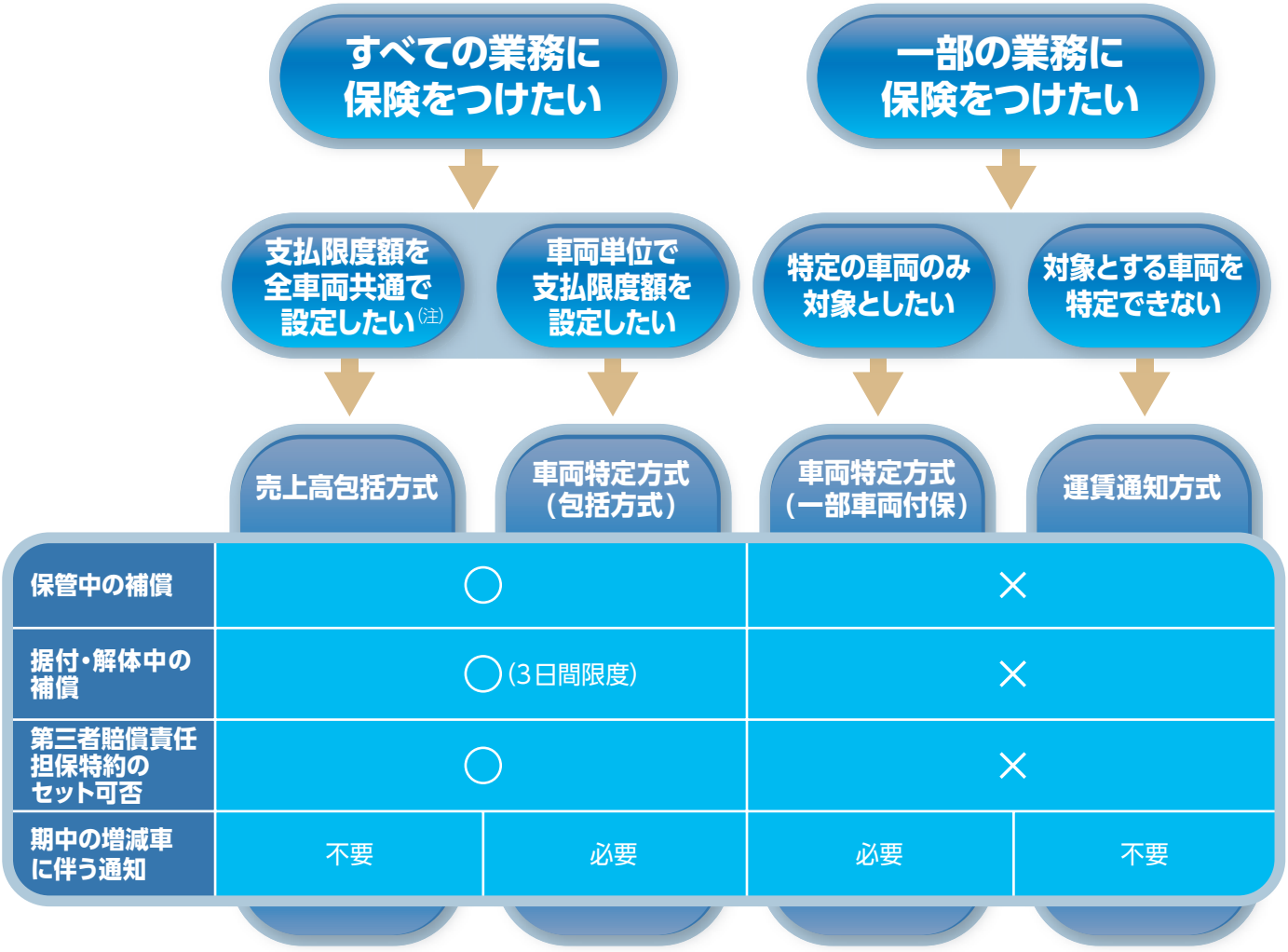

(注) ただし、車両積載重量、または、荷主もしくは元請運送業者ごとの売上の内訳が資料等で確認できる場合は、その内訳ごとに異なる支払限度額を設定することが可能です。

ステップ2 支払限度額と免責金額の設定

お客さまのニーズにあわせて支払限度額と免責金額を設定してください。

支払限度額	免責金額
100万円～5,000万円	5,000円～100万円

売上高包括方式、車両特定方式(包括方式)の場合、保管中の支払限度額および免責金額を輸送中のものとは別に設定します。(注)

(注) 保管中の支払限度額と免責金額は、全不特定保管場所において発生した1事故（同一原因による一連の損害を含みます。）での損害額の合計に対して適用します。

また、保険契約期間中にお支払いする保険金の通算限度額を、任意で設定できます。
（通算限度額を設定した場合、保険料の割引を適用できる場合があります。）

ステップ3 オプション特約の選択

万一に備えて、さまざまな補償を追加することができます。(これらの特約はご選択いただいた場合のみの適用となります。)

オプション	補償の内容		支払限度額
残存物取片付け費用	事故後、受損貨物の処理に伴い必要となる残存物取片付け費用、廃棄費用を補償します。		1事故につき200万円を限度に実費を補償します。
継搬費用	貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具(注)の衝突等が発生し、積載輸送用具が自力走行不能となった場合、または、温度管理を要する貨物の輸送中に温度管理装置に破損・故障が発生した場合に、貨物を積み替えて輸送するために必要な荷卸し費用、一時的な保管費用、再積込費用、代車費用を補償します。		1事故につき200万円を限度に実費を補償します。
検査費用	事故後、貨物の損傷の有無を確認するために必要な検査費用、仕分費用、再梱包費用を補償します。		1事故につき200万円を限度に実費を補償します。
納入継続追加費用	事故後、受損貨物の代替品の緊急調達または緊急輸送に要した実費を補償します。		1事故につき200万円を限度に実費を補償します。
第三者賠償責任	荷役作業中に、通行人にケガをさせてしまった場合や、台車等で壁に傷をつけてしまった場合等の第三者に対する賠償責任を補償します。		1事故あたり、かつ、保険契約期間中通算で1,000万円～5,000万円の範囲で支払限度額を設定いただけます。 ※運賃通知方式および車両特定方式(一部車両付保)のご契約にはセットできません。
特定危険に関する特約	貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具(注)の衝突等が発生した場合、設定した輸送中支払限度額の5倍を限度に保険金をお支払いします。		5,000万円を限度に設定できます。(下請運送人がおこした事故による損害は対象となりません。)

(注)ここでいう輸送用具には、フォークリフト等の荷役機器および携行便は含みません。

ステップ4 保険料のお見積もり

お客さまニーズの確認、保険料算出のための「ご質問シート」をP8-9に用意しております。ご回答いただいた内容に応じて、引受条件と保険料をお見積もりします。

補償の内容の詳細

保険金のお支払いについて

保険の対象

各引受方式毎に右記の貨物が補償の対象となります。ただし、右ページに記載されている**「除外貨物」**は、保険の対象（補償の対象となる貨物）に含まれません。

引受方式	対象貨物
売上高包括方式	被保険者が運送または流通加工、保管、据付・解体もしくは構内輸送を受託したすべての貨物
車両特定方式	保険証券に特定した車両により輸送されるすべての貨物
運賃通知方式	被保険者が運送もしくは構内輸送を受託した保険証券記載の貨物

保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	
【受託貨物の損害】	受託した貨物に生じた偶然な事故による損害について、賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、右ページに記載されている「補償内容が変更となる貨物」については、補償の範囲が変更となりますのでご注意ください。	損害賠償金	○法律または運送契約等に基づき、荷主（または元請運送人）に対して支払う損害賠償金
		損害防止費用 争訟費用 協力費用	○損害の拡大防止のために支出し、かつ当社が承認した費用 ○裁判費用・弁護士費用等あらかじめ当社の書面による同意を得て支出する争訟費用 ○当社が被保険者に代わって、発生した事故の解決にあたる場合に、当社へ協力するために要した費用
		残存物取片付け費用（オプション）	○保険金を支払うべき事故が発生した際、損害品の処分に伴い必要となる残存物取片付け費用、廃棄費用
		継搬費用（オプション）	○貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具(注)の衝突等が発生し、積載輸送用具が自力走行不能となった場合、または、温度管理を要する貨物の輸送中に温度管理装置に破損・故障が発生した場合に、貨物を積み替えて輸送するために必要な荷卸し費用、一時的な保管費用、再積込費用、代車費用
		検査費用（オプション）	○保険金を支払うべき事故が発生した際、貨物の損傷の有無を確認するために必要な検査費用、仕分費用、再梱包費用
		納入継続追加費用（オプション）	○保険金を支払うべき事故が発生した際、損害品の代替品の緊急調達または緊急輸送に伴い必要となる費用

（注）ここでいう輸送用具には、フォークリフト等の荷役機器および携行便は含みません。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	
【第三者賠償責任】（オプション）	荷役作業中に、通行人にケガをさせてしまった場合や、台車等で壁に傷をつけてしまった場合等に生じる、第三者に対する法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 下請運送人が第三者に対して負う賠償責任は補償の対象となりません。	損害賠償金	○被害者に支払う損害賠償金（財物事故にかかわる弁済金、人身事故にかかわる治療費等）
		損害防止費用 争訟費用 緊急措置費用 協力費用	○被害者の損害の拡大防止のため支出され、かつ当社が承認した費用 ○裁判費用・弁護士費用等あらかじめ当社の書面による同意を得て支出する争訟費用 ○事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用 ○当社が被保険者に代わって、発生した事故の解決にあたる場合に、当社へ協力するために要した費用

保険金をお支払いしない主な場合

【受託貨物の損害・第三者賠償責任共通】

○保険契約者、被保険者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害
○輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
○戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
○地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
○地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
○「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害
（「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。）
○化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害

※上記および右ページ以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

除外貨物（補償の対象とならない貨物）

以下の貨物は保険の対象には含まれません。

○貨紙幣類・有価証券・新株券　○輸送用具自体および被けん引車両
○金・銀・白金の地金　○菌類、細菌類、細胞、ウイルス、臓器

補償内容が変更となる貨物　以下の貨物は補償の内容が変更されます。

貨　物		補償内容
●冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物		・基本条件（オール・リスク条件）(注1)に従い補償される損害（腐敗・品質劣化損害を除きます。）に加え、下記の事由によって生じた温度変化損害を補償します。(注2) （1）冷凍・冷蔵・保温・保冷のために使用されている機械・装置の破損・故障 （2）貨物を冷凍・冷蔵・保温・保冷する収容設備またはコンテナの破損・故障 （3）火災、爆発または輸送用具(注3)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州
●コンテナ自体および通い箱・パレット等の繰り返し使用される輸送容器類 ●植木・苗・生花その他の植物		・火災、爆発もしくは輸送用具(注3)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害を補償します。 ・盗難、各荷造りごとの紛失による損害を補償します。
●ばら積み貨物(注4)	下記以外	・火災、爆発もしくは輸送用具(注3)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害を補償します。 ・盗難・不着（通常生じる目減りは除きます。）による損害を補償します。 ・荷卸し作業の過失によって荷卸し中の貨物（被保険者の受託輸送貨物）が、投入されるべきタンク以外の保管タンクへ誤投入されたことによって、貨物（被保険者の受託輸送貨物）に生じた汚損を補償します。 ・貨物の積込み、荷卸しまたは積替えのために使用されたパイプ・ライン（陸上タンクに付属するパイプ・ラインを除きます。）からの漏出によって貨物に生じた損害を補償します。
	液状貨物専用の輸送用具・収容設備（タンクローリー車のタンク等）に積載・保管される貨物	・上記に加え、輸送用具・収容設備の破損による汚損・漏損・汚染（貨物に水、その他の異物が混入した状態をいいます。）の損害を補償します。
●生動物		・火災、爆発もしくは輸送用具(注3)の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた1個体ごとの死亡による損害を補償します。
●野積み中の貨物(注5)		・火災、爆発による損害を補償します。
●自動車(注6)		・オール・リスク条件で補償します。ただし、貨物である自動車の自力走行中に生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。
●宝玉石、宝飾品、貴金属製品、美術品および骨董品		・1点30万円を限度にオール・リスク条件で補償します。
●引越荷物・個人の家財(注7)		・オール・リスク条件および「引越荷物特別約款（第2種）」に従い補償します。（引越荷物・個人の家財を保険の対象から除外することも可能です。この場合、保険料に所定の割引が適用されます。）

（注1）貨物が「植木・苗・生花その他の植物」、「ばら積み貨物」、「生動物」である場合は、それぞれの貨物の「補償内容」となります。
（注2）貨物が「生動物」である場合は、「温度の変化による損害」は「温度の変化による1個体ごとの死亡による損害」となります。
（注3）ここでいう輸送用具には、フォークリフト等の荷役機器および携行便は含みません。
（注4）液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状・棒状等の形状で個数によらず重量または容積により取引が行われる貨物で、梱包せずに輸送用具にそのまま積載される貨物、梱包をせずに、そのままもしくは収容設備（タンク等）内で、保管される貨物をいいます。
（注5）建築物の外や建築物の軒先や軒下に積んだ貨物、屋根と壁や扉に囲われていない建築物や基礎のない仮設テント倉庫での「保管中」の貨物をいいます。ただし、次の場合は、野積み中の貨物とはみなしません。
（1）トラックターミナルや物流センター等の建築物、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ・収容設備（タンク等）内で保管されている場合
（2）積替え・輸送待ち・荷捌き・仕分け等の輸送業務の遂行にあたって通常生ずる作業のために、車両以外の場所で一時的に貨物が滞留している場合
（3）保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれも、野積みされている事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合
（注6）自動二輪車・原動機付自転車・農耕用作業車・フォークリフトおよびクレーン車・ブルドーザー・ショベルカー・ロードローラ・掘削用および杭打ち用自動車等の作業用特殊自動車（人または物の運送以外の土木、建設その他の工作・作業を目的とし特殊な構造を備えた自動車）を含みます。
（注7）除外貨物は除きます。また、補償内容が変更となる貨物が含まれる場合には、それぞれの規定に基づき保険金をお支払いします。

【受託貨物の損害のみ適用】

○貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害
○運送の遅延による損害、違約金・逸失利益等の間接損害
○荷造りの不完全による損害
○警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害
○下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
○法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害

【第三者賠償責任のみ適用】

○被保険者の使用人、下請負人等が業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
○自動車事故（作業を行う構内の荷役・搬送用の車両による賠償事故を除きます。）による賠償責任
○損害賠償に関し、他人との間に結んだ特別な約定によって加重された賠償責任

ご契約にあたってご注意いただきたいこと

ご契約時にご注意いただきたいこと

お申し込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1)商品の仕組み

運賠 安心デリバリー(運送業者貨物賠償責任保険)は、保険契約期間を1年間とする運送保険です。お客さまが運送または流通加工、保管、据付・解体もしくは構内輸送を受託した日本国内を輸送される貨物(注)に生じた損害について、損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
(注)引受方式によって異なりますので、詳細はP5「保険の対象」をご確認ください。

(2)補償内容

①保険金をお支払いする主な場合
「保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金」(P5およびP6)をご確認ください。
②保険金をお支払いしない主な場合
「保険金をお支払いしない主な場合」(P5およびP6)をご確認ください。

(3)セットできる主な特約およびその概要

この商品には以下の基本セットに加え、ご契約時に保険契約者からお申出があり当社が承認する場合にセットできる特約(オプションでセットできる特約)があります。主な特約は、下の表をご確認ください。

〈基本セット〉

「運送保険普通保険約款(オール・リスク担保)」
＋「運送業者貨物賠償責任保険特約
(売上高包括方式、車両特定方式、運賃通知方式のいずれか)」
＋「テロ行為等不担保特約」
＋「生物化学兵器、電磁兵器等危険不担保特約」
＋「保険法に関する特約」
＋「重大事由による解除にかかわる特約」

＋

〈オプションでセットできる主な特約〉

主なオプション特約については、「ステップ3　オプション特約の選択」(P4)をご確認ください。引受方式によってはセットできない特約もございます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4)保険の対象

お客さま(被保険者)が運送または流通加工、保管、据付・解体もしくは構内輸送を受託した貨物(注)が保険の対象となります。
この保険の対象とならない貨物(除外貨物)および補償内容が変更となる貨物についてはP6をご確認ください。
(注)引受方式によって異なりますので、詳細はP5「保険の対象」をご確認ください。

(5)保険契約期間

保険契約期間は1年間です。

(6)引受条件

ご契約の際は以下の項目を取り決めさせていただきます。
①引受方式(売上高包括方式、車両特定方式、運賃通知方式)
②支払限度額、免責金額(注)
③対象とする車両の登録番号(車両特定方式の場合)
④保険料のお支払方法
保険条件、セットする特約等お客さまのニーズにあわせて個別にオーダーメイドにて設定させていただきます。
ご契約いただく引受条件については、保険申込書にてご確認ください。
(注)保管中の支払限度額と免責金額は、全不特定保管場所において発生した1事故での損害額の合計に対して適用します。

(7)保険料

保険料は、お客さま(被保険者)の売上高、ご契約いただく車両の台数または運賃収入額等のほか、前記(6)の引受条件によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(8)保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払いと、複数回に分けて払い込む分割払いがあります。分割払いの場合、保険料に割増が適用されます。(分割払いは1証券あたりの年間保険料が20万円以上のご契約が対象です。)
保険料を分割してお支払いいただく場合は、第2回目以降のそれぞれの分割保険料を所定の支払期日までにお支払いください。お支払いがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除する場合があります。
一時払保険料または第1回分割保険料を口座振替でお支払いいただく場合は、これらの保険料は保険契約期間の開始する月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には保険金をお支払いできない場合があります。

(9)満期返れい金・契約者配当金

運賠 安心デリバリー(運送業者貨物賠償責任保険)には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10)解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払い込まれるべき保険料について、追加請求が生じる場合があります。

ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります。(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)
保険申込書(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書(注)の記載内容を必ずご確認ください。
詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。
(注)当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

運賠 安心デリバリー　ご質問シート

貴社名		ご連絡先	

1. 貴社の業務内容をお聞かせください。

(1) 貴社の事業内容につき、該当するものにチェックをお願いします。

□特別積合せ貨物運送事業　□一般貨物自動車運送事業　□特定貨物自動車運送事業
□第一種貨物利用運送事業　□第二種貨物利用運送事業　□貨物軽自動車運送事業

(2) 車両台数(営業用車両)　　台

(3) 直近年度の売上高　　千円　(決算時期　　年　　月)

2. 保険の引受方式と必要な支払限度額に関するご要望をお聞かせください。

以下のフローに従って引受方式をご選択ください。(該当するものにチェックをお願いします。)

すべての業務に保険をつけたい	支払限度額を全車両共通で設定したい	売上高包括方式 →Aへ	□
	車両単位で支払限度額を設定したい	車両特定方式(包括方式) →Bへ	□
一部の業務に保険をつけたい	特定の車両のみ対象としたい	車両特定方式(一部車両付保) →Bへ	□
	対象とする車両を特定できない	運賃通知方式 →Cへ	□

A 売上高包括方式

・輸送中支払限度額、および免責金額を1パターンで設定する場合には、(1)-aにご回答ください。
・車両積載重量、または、荷主もしくは元請運送業者ごとの売上の内訳が資料等で確認できる場合は、その内訳ごとに異なる支払限度額の設定が可能です。ご希望の場合は、(1)-bにご回答ください。

(1)-a. 必要な輸送中支払限度額(注1)、および免責金額(注2)をご記入ください。

輸送中支払限度額　　千円　　免責金額　　円

(1)-b. 以下に支払限度額設定の区分方法、区分ごとの売上高、それぞれの区分に対して希望される輸送中支払限度額(注1)、および免責金額(注2)をご記入ください。

(支払限度額設定の区分例：4トン未満／以上、MS工業よりの受託貨物／それ以外　など)

支払限度額設定の区分	区分ごとの売上高	輸送中支払限度額	免責金額
	千円	千円	円
	千円	千円	円
	千円	千円	円
	千円	千円	円
	千円	千円	円
	千円	千円	円

B 車両特定方式

(1) 対象とする車両の明細(車両番号)、車両ごとに必要な輸送中の支払限度額(注1)、および免責金額(注2)を以下にご記入ください。

(書き切れない場合は任意の様式をご使用いただいて結構です。また代替する資料をいただける場合は記入不要です。)

対象車両の種別	登録番号	輸送中支払限度額	免責金額
□右記以外 □けん引車両 □被けん引車両		千円	円
□右記以外 □けん引車両 □被けん引車両		千円	円
□右記以外 □けん引車両 □被けん引車両		千円	円
□右記以外 □けん引車両 □被けん引車両		千円	円
□右記以外 □けん引車両 □被けん引車両		千円	円
□右記以外 □けん引車両 □被けん引車両		千円	円

(注1)「輸送中支払限度額」は100万円から5,000万円の範囲で設定ください。
(注2)「免責金額」は5,000円から100万円の範囲で設定ください。

キリトリ線

C 運賃通知方式

(1)対象とする業務を特定いただき、年間見込運賃も併せてご記入ください。

特定する物流（例:MS工業よりの受託貨物、三住運輸からの下請を除くすべての貨物など）

年間見込運賃 千円

(2)必要な輸送中の支払限度額(注1)、免責金額(注2)はいくらになりますか？

輸送中支払限度額 千円　免責金額 円

(注1)「輸送中支払限度額」は100万円から5,000万円の範囲で設定ください。
(注2)「免責金額」は5,000円から100万円の範囲で設定ください。

3.支払限度額について、より詳しく設定ください。

(1)「特定危険に関する特別約款」(注)をセットする場合には、右チェック欄にチェックしてください。

(注)証券上、基本条件(オール・リスク条件)で補償の対象となる貨物の火災、衝突等の大事故についてのみ、設定する支払限度額の5倍、もしくは5,000万円のいずれか低い額が適用されます。
(例:輸送中支払限度額を200万円で設定している場合・・・火災・衝突による損害については1,000万円限度となります。)

□特定危険に関する特約を希望

(2)「期間中通算支払限度額」(注)を設定する場合には、右枠内にご記入ください。

(注)保険期間中にお支払いする保険金の通算限度額を設定することで、保険料の割引が適用できる場合があります。

期間中通算支払限度額 千円

以下(3)は、売上高包括方式、車両特定方式(包括方式)をご選択いただいた場合のみご回答ください。

(3)必要な保管中(注1)の支払限度額、免責金額(注2)をご記入ください。

(注1)「保管中」とは、積替え、輸送待ち、荷捌き、仕分け等輸送業務の遂行にあたって通常生じる作業のために、車両以外の場所で一時的に貨物が滞留する期間、および流通加工または保管の作業期間をいいます。

保管中支払限度額 千円　保管中免責金額 円

(注2)「保管中支払限度額」は100万円から5,000万円の範囲で設定ください。
なお、保管中の支払限度額と免責金額は、全不特定保管場所において発生した1事故での損害額の合計に対して適用します。

4.対象とする貨物についてのご要望をお聞かせください。

本保険には、除外貨物と補償内容が変更となる貨物があります。(P6をご確認ください。)
このうち一部については、対象への追加や、条件の拡大ができますので、以下の項目のうち該当するものにチェックをお願いします。

□貨紙幣や有価証券を保険の対象に追加する。(ただし、追加した場合でも、1梱包あたり10万円が限度になります。)
□引越荷物(法人の引越を含む)の補償は不要(引越荷物を除外することで割引の適用ができます。)

5.事故の際に発生する費用の補償に関するご要望をお聞かせください。

事故が発生した際の費用の補償等、貨物自体の損害以外に対する補償のご要望をお聞かせください。
該当のものにチェックをお願いします。(補償内容の詳細についてはP4をご参照ください。)

□残存物取片付け費用の補償が必要　□継搬費用の補償が必要　□検査費用の補償が必要
□納入継続追加費用の補償が必要
□第三者賠償責任の補償が必要(売上高包括方式、車両特定方式(包括方式)の場合のみ追加できます。)
第三者賠償補償単独の支払限度額および免責金額を別途設定する必要があります。以下の金額からお選びください。
支払限度額:□1,000万円　□2,000万円　□3,000万円　□4,000万円　□5,000万円
免 責 金 額:□5,000円　□1万円　□3万円　□5万円　□10万円　□20万円　□30万円　□50万円　□100万円

6.過去の損害履歴をお聞かせください。

直近3か年を目処に、損害履歴をお聞かせください。

事故発生日時	事故の内容	荷主への賠償額
(記入例) 20XX年X月	(記入例) 荷主Aの機械を車両より荷卸し中に、誤って落下させた	(記入例) 120万円

ありがとうございました。
ご回答内容をもとにお客さまに最適な保険カバーを設計のうえ、お見積もり申し上げます。

キリトリ線

ご契約後にご注意いただきたいこと

事故が発生した場合の手続

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。
なお、この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

(1)ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

ご契約後、次の事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また保険料を追加で請求もしくは返還させていただく場合もあります。

○貨物(保険の対象)を変更するとき。

また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ただし、②の契約条件を変更する場合にはあらかじめご連絡いただき当社の承認を得る必要があります。

①保険証券記載の保険契約者の代表者名・住所・電話番号等を変更するとき。 ②特約の追加・削除、車両の増減車(注)、支払限度額の変更、保管場所の追加・削除等、契約条件を変更するとき。　等

(注)車両特定方式(包括方式)で全車両一括付保特約をセットした契約については、1か月ごとに取りまとめ通知および精算することが可能です。

(2)ご契約を解約する場合

保険契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険会社破綻時等の取扱い

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。
・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

三井住友海上は事業者のみなさまをトータルサポートします!

事業活動にかかわる自動車のリスクをカバー!

自動車保険 一般用
一般自動車総合保険

事業活動にかかわる損害賠償のリスクをカバー!

ビジネスプロテクター
企業総合賠償責任保険

ビジネスプロテクター
海外生産物賠償責任保険

ビジネスプロテクター
建設業用
建設業総合賠償責任保険

貨物輸送にかかわる損害賠償のリスクをカバー!

運賠 安心デリバリー
運送業者貨物賠償責任保険

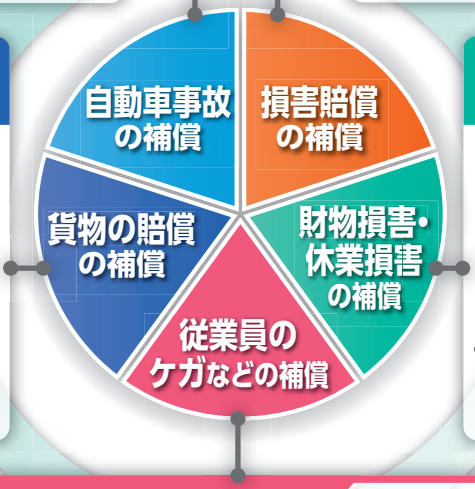

事業活動にかかわる財物損害・休業損害リスクをカバー!

ビジネスキーパー
事業活動総合保険

事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバー!

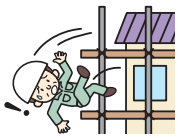

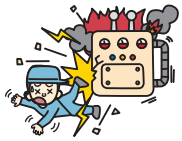

ビジネスUネクスト
業務災害補償保険

※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取扱います。詳細は当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、運賠 安心デリバリー(運送業者貨物賠償責任保険)の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款・特約条項(このパンフレットでは、特別約款・特約条項を特約と記載しています。)によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特別約款・特約条項等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】
平日　9:00～20:00
土日・祝日　9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

当社海損部担当部署または
マリン事故連絡ダイヤル(24時間365日)までご連絡ください。

「マリン事故連絡ダイヤル」

0120-258-637(無料)

*平日9:00～17:00にお電話いただいた場合は当社海損部担当部署に直接つながります。それ以外の時間帯では、マリン事故連絡ダイヤルにつながりますが貨物保険(運送保険・貨物海上保険)にかかわる専門のスタッフがおりませんので、申し訳ございませんが担当者への事故連絡のお取り次ぎのみとさせていただきます。追って当社担当からご連絡させていただきます。

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店　〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com

● ご相談・お申込先

M0106　25,000　2015.06　A3G12　A　(改)　(62)　62